

深谷市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

令和4年3月2日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、深谷市性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進に関する条例（令和4年深谷市条例第1号）の理念に基づき、性的指向及び性自認に係る性的少数者の人権が尊重され、多様な生き方を選択でき、自分らしく暮らせる社会の実現に寄与することを目的とし、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 双方又は一方が性的指向及び性自認に係る性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行っている関係又は行うことを約した関係をいう。

(2) 宣誓 パートナーシップにある2人が、市長に対し、双方が互いのパートナーである旨を誓うことをいう。

(宣誓の対象者)

第3条 宣誓することができる者は、次のいずれの要件にも該当する者とする。

(1) 成年であること。

(2) 市内に住所を有している又は宣誓の日から3か月以内に転入を予定していること。

(3) 配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）及び宣誓をしようとする相手以外にパートナーシップにある者がいないこと。

(4) 宣誓をする者同士が、民法（明治29年法律第89号）

第734条及び第735条の規定により婚姻することができないとされている者同士でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、市職員の面前において、パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)を自ら記入し、市長に提出するものとする。

2 宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないときは、宣誓をしようとする者及び市職員の立会いの下で、これを代書させることができる。

3 宣誓をしようとする者は、次に掲げる書類(宣誓をする日前3か月以内に発行されたものに限る。)を宣誓書に添えて提出するものとする。

(1) 住民票の写し(市内への転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類)

(2) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、独身証明書その他独身であることが確認できる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 市長は、第1項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

(1) マイナンバーカード

(2) 運転免許証

(3) 旅券

(4) 前3号に掲げるもののほか官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が適当と認める書類

5 第1項の規定による宣誓を行う場合において、市長が特に理由があると認めるときは、氏名と併せて通称(氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。)を使用することが

できる。

(証明書等の交付)

第 5 条 市長は、前条第 1 項の規定により宣誓がされた場合において、当該宣誓をした者が第 3 条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者に対し、パートナーシップ宣誓証明書（様式第 2 号）及びパートナーシップ宣誓証明カード（様式第 3 号。以下これらを「証明書等」という。）を交付するものとする。

(証明書等の再交付)

第 6 条 前条の規定により証明書等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、紛失、毀損等の事情により証明書等の再交付を希望するときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書（様式第 4 号。以下「再交付申請書」という。）を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、証明書等を再交付するものとする。

(宣誓事項の変更)

第 7 条 宣誓者は、パートナーシップ宣誓書に記載した事項に変更があった場合（次条各号に掲げる場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第 5 号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に届け出なければならない。

(証明書等の返還)

第 8 条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書等返還届（様式第 6 号）を市長に提出し、証明書等を返還しなければならない。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者の一方又は双方が市外に転出したとき。
- (4) その他宣誓の対象者に該当しなくなったとき。

(周知啓発)

第9条 市は、パートナーシップの宣誓の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月23日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

パートナーシップ宣誓書

（提出先） 深谷市長

私たちは、深谷市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

年 月 日

	宣 誓 者	宣 誓 者
フリガナ		
氏 名		
フリガナ		
通称の場合 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
連 絡 先		




※代書の場合

（代書者）氏名 _____

住 所 _____

様式第3号（第5条関係）

（表面）

パートナーシップ宣誓証明カード 	
本人	パートナー
_____ 様	_____ 様
年 月 日生	年 月 日生
深谷市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づきパートナーシップの宣誓をされたことを証明します。	
 宣誓日 令和 年 月 日 第 号	
	深谷市長 小島 進 

（裏面）

この証明カードは、法律上の効果が生じるものではありませんが、お2人がお互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを深谷市として証するものです。	
この証明カードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。	
この制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。	
戸籍上の氏名（通称名使用時）	
本人	パートナー
_____ 様	_____ 様
年 月 日生	年 月 日生

様式第5号（第7条関係）

パートナーシップ宣誓事項変更届

年 月 日

（提出先）深谷市長

（届出者）住所 _____

氏名（通称） _____

連絡先 _____

深谷市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条の規定により、以下のとおり変更があったことを届け出ます。

変更内容

該当するものにをし、変更内容を記載してください。

住所 氏名 その他（ _____ ）

	変更後	変更前
住所		
戸籍上の氏名		
その他		

市使用欄

氏名		マイナンバーカード・運転免許証・旅券・その他（ _____ ）
氏名		マイナンバーカード・運転免許証・旅券・その他（ _____ ）

様式第6号（第8条関係）

パートナーシップ宣誓証明書等返還届

年 月 日

（提出先）深谷市長

（届出者）

住所 _____

氏名（通称） _____

連絡先 _____

住所 _____

氏名（通称） _____

連絡先 _____

深谷市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定により、パートナーシップ宣誓証明書等を返還します。

返還の理由（該当するものに☑をしてください。）

- パートナーシップの解消
- 宣誓者の死亡
- 深谷市からの転出
- その他宣誓の対象者に該当しなくなった

（ _____ ）

市使用欄

氏名		マイナンバーカード・運転免許証・旅券・その他（ _____ ）
氏名		マイナンバーカード・運転免許証・旅券・その他（ _____ ）